階級章	幹部自衛官及び准海尉	別表第三㈠イの階級章丙と同じとする。
	海曹長から三等海曹まで	別表第三㈠イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章丙のＶ字形線及び弧状線はしま織金線とし、いかり及び桜花は金モール製のものとする。
	海士長以下	別表第三㈠イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章のＶ字形線はしま織金線とし、桜花は金モール製のものとする。
冬服バンド		別表第三㈠イの冬服バンドと同じとする。
夏服バンド		別表第三㈠イの第一種夏服バンドと同じとする。
冬服ベルト		白色の革製とし、負革をつける。前章は、金色金属製とし、いかりの模様を施す。形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏服ベルト		白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。前章は、銀色金属製とし、いかりの模様を施す。形状及び寸法は、図のとおりとする。
打楽器用手袋		別表第二㈡ロの打楽器用手袋と同じとする。
防寒用手袋		別表第二㈡ロの防寒用手袋と同じとする。

図

海上自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

飾緒		白色及び黄色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に金色及び銀色の金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
腹飾帯		別表第三㈠ロの腹飾帯と同じとする。
帽章	幹部自衛官及び准海尉	別表第三㈠イの正帽の帽章と同じとする。
	海曹長以下	別表第三㈠イの正帽の帽章（海曹長から三等海曹まで）と同じとする。ただし、桜葉は金モール製のものとし、桜つぼみは銀モール製のものとする。
女性帽章	幹部自衛官及び准海尉	別表第三㈠イの正帽の女性帽章と同じとする。
	海曹長以下	別表第三㈠イの正帽の女性帽章と同じとする。ただし、桜葉は金モール製のものとし、桜つぼみは銀モール製のものとする。
階級章	幹部自衛官及び准海尉	別表第三㈠イの階級章丙と同じとする。
	海曹長から三等海曹まで	別表第三㈠イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章丙のＶ字形線及び弧状線はしま織金線とし、いかり及び桜花は金モール製のものとする。
	海士長以下	別表第三㈠イの階級章甲及び丙と同じとする。ただし、階級章のＶ字形線はしま織金線とし、桜花は金モール製のものとする。
冬服バンド		別表第三㈠イの冬服バンドと同じとする。
夏服バンド		別表第三㈠イの第一種夏服バンドと同じとする。
冬服ベルト		白色のかわ製とし、負かわをつける。前章は、金色金属製とし、いかりの模様を施す。形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏服ベルト		白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。前章は、銀色金属製とし、いかりの模様を施す。形状及び寸法は、図のとおりとする。
打楽器用手袋		別表第二㈡ロの打楽器用手袋と同じとする。
防寒用手袋		別表第二㈡ロの防寒用手袋と同じとする。